

令和5年中泊町教育委員会6月定例会会議録

日時 令和5年6月23日（金）

午前10時00分

場所 中泊町役場2階 委員会室2

【議事日程】

開会

1 会議録署名委員の決定

2 会期の決定

議案の審議

3 議案第17号 令和5年度就学援助費の中途認定について

4 議案第18号 中泊町学校運営協議会委員の委嘱について

5 議案第19号 中泊町社会教育行政の方針と重点について

6 議案第20号 中泊町社会教育委員設置条例施行規則の一部改正について

7 報告第6号 中泊町文化財審議会委員の委嘱について

8 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、 教育長職務代理者 宮越 寛、 委員 東山 綾子、
委員 角田 龍二

【欠席委員】

委員 佐井川 智道

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 宮越 敏宜、課長補佐 白崎 春樹、

【署名委員】

委員 宮越 寛、 委員 東山 綾子

(午前10時00分 開会)

○教育長 ただいまの出席委員数は4名です。定足数に達していますので、これより令和5年中泊町教育委員会6月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、4議案、1報告、その他となっております。

日程第1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第20条第3項の規定に基づき、宮越 寛 委員、東山 綾子 委員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定します。

<議案第17号>

○教育長 日程第3、これより「議事」に入ります。議案第17号「令和5年度就学援助費の中途認定について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第17号「令和5年度就学援助費の中途認定について」ご説明いたします。別紙でお配りしている㊟の資料をご覧ください。

本年4月定例会において、小学校53件、中学校49件、合計102件の認定をご承認いただいているところですが、今回新たに1件申請があり、審査の結果、準要保護児童として認定するものです。

なお、本資料は個人名が入っているため、お取り扱いを慎重にお願いするとともに、会議終了後に回収させていただきますのでご了承の程よろしくお願いいたします。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第17号は、原案のとおり承認されました。

<議案第18号>

○教育長 日程第4、議案第18号「中泊町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。教育課長。

○教育課長 議案第18号 中泊町学校運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書をご覧ください。

本協議会については、学校運営への必要な支援に関し協議する機関として、保護者や地域住民等の学校運営への参画や、学校運営への支援、協力を促進することにより、信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む、いわゆる「コミュニティ・スクール」の理念を実現するために設置されており、中泊町学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、町ではこども学園に設置しております。その委員を委嘱するにあたりお諮りするものです。

同規則第8条では「委員は15人以内とし、校長の推薦により教育委員会が任命する」とあり、このほど推薦されたため、別紙のとおり委員を委嘱するものであります。なお、任期は令和6年3月31日までとなります。

いずれの方も、コミュニティ・スクールの理念を理解し、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第18号は、原案のとおり承認されました。

<議案第19号>

○教育長 日程第5、議案第19号「中泊町社会教育行政の方針と重点について」を議題に

します。事務局に説明を求めます。教育課長。

○教育課長 議案第19号 中泊町社会教育行政の方針と重点についてご説明いたします。
議案書をご覧ください。

町教育行政の柱の1つとして社会教育があるわけですが、その推進にあたり「中泊町社会教育行政の方針と重点」を教育委員会において定めているところであり、事務局では当該方針と重点に基づき、各種施策を実施しております。

また、青森県教育委員会及び各教育関係機関との連携が不可欠との考えから、その内容については基本的に青森県教育委員会が定める「青森県社会教育行政の方針と重点」及び「西北の社会教育行政の方針と重点」に即した内容としているところです。

なお、赤字で表示している部分が改正点であることにご留意の上、議案書をご覧ください。

1 ページをお開きください。

まず、「方針」についてご説明申し上げます。基本的な内容に変更はありませんが、表現と文章を校正しております。続きまして「重点」の改正点についてご説明申し上げます。(1)につきまして、以前は「青少年の育成」という項目でしたが、青少年に限定せず「なかどまりの未来を担う人財」の育成を目的に、教職員、保護者、地域住民が連携・協働で人財の育成に取り組むことし、「学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成」と変更しました。特に重点的に取り組む内容として、①地域学校協働活動の促進、②地域が支えるキャリア教育の充実、③子どもの読書活動の推進の3項目に、④家庭教育支援の充実、⑤青少年の体験活動の充実を新たに加えました。

2 ページをお開きください。(2)「地域を支える人財の育成」については、地域活動に主体的に取り組む人財の育成と人財相互のネットワークづくりについて追記しております。(3)は「一人一人の主体的な学習と社会参加の推進」という項目でしたが、「生涯を通じた学びと社会参加の推進」に改め、人財育成を進めるための取り組みに、新たに大学やNPO等の関係機関との連携について追記しております。(4)「社会教育推進のための基盤整備」には、3 ページをお開きください。老朽化が著しい社会教育施設の代替を検討し機能維持に努める内容を追記しております。(5)「芸術文化の振興と文化財の保護」ですが、「宮越家住宅・資料保存活用計画」を策定したことから、保護・活用に向けた取り組みに併せ、地域文化への誇りを育むことについて追記しております。(6)は「生涯スポーツの振興」という項目でしたが、「スポーツの推進」に改め、スポーツ推進員等の研修や学校体育施設、公共スポーツ施設の適正管理につ

いて、4ページをお開きください。③で競技力向上に向けた取り組みについて追記しております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○角田委員 地域学校協働活動の協働という字は、わざわざこの協働という字を使っているのですか。

○教育課長 協力して働くという言葉で、役所の方針等でよく使われております。

○白崎課長補佐 補足で中泊町の各小学校、中学校に地域学校協働活動のコーディネーターを配置しておりますが、この事業名も国の方で示している事業名も同じ地域学校協働活動としております。

○角田委員 珍しい字で、普通は協同組合とかの字を使うのかなという認識だったので、わかりました。

そして、地域が支えるキャリアの教育の充実で社会人・職業人としての自立ができるような必要な資質、能力、態度とありますが、態度とはどんなことですか。

○教育課長 今まで家庭の保護を受けていたが、人として自立して働かないといけない状況になるわけで、自立した意識というか、そういう心構えを持っていただきたいという意味で態度と表現しております。

○角田委員 2ページの次代の地域を担う若者の育成、この生業ってという言葉は仕事っていう意味ですか。

○教育課長 それを持って自分の生計を立てていく、いわゆる「なりわい」と言われているものになります。

○角田委員 そして「地域づくりに取り組む時代の地域を担う人材を育成する。」の時代はこれでいいですか。それと4番の「県民の主体的にキャリア形成促すため、」これは県民ではなく、町民では。

○教育課長 時代を次代に、県民を町民に訂正します。

○角田委員 2、3日前の新聞の明鏡欄で、給食に対して補助を出すのはよいことだが、給食の残りを廃棄するのに手間暇がかかり税金の無駄遣いじゃないかと。今は、好き嫌いをなく食べろとか、頑張って残さず食べるようにとかできないようだが、地産地消を進めるなど食育について追加してもよいのでは。

○教育課長 ①地域学校協働活動の促進の文中で、郷土学習の次に「食育・」を追加すればいかがでしょうか。

○教育長 食育を追加する方向で検討します。私から一ついいですか。青森県が人材の材を財産の財にしていますが、これを使うなら財は当て字で青森県の場合は、人材は「財」だから財産の財を使っていると思うのですが。これを使うなら、注釈を入れた方がいいのではと思いますが。

(委員から様々な意見あり)

○教育長 注釈を付けて使うか、普通の正しい漢字にするかを決めてもよろしいですか。

注釈を付けて使ってもいい方は挙手をお願いします。3人ですね。

注釈を付けてください。

他に何かありますか。

○角田委員 地域活動の実践者コーディネーターの養成、これは具体的に養成ってどういうことをやるのですか。

○教育課長 県で用意している研修を受講するなどになります。

地域のコーディネーターというのは、いろんな団体とのネットワークを作って、地域づくり活動をする先頭に立つ人のことだと捉えております。

そういう人を地域で養成したい、という意味合いで県も明文化していますし、今回この方針にも入れました。

○教育課長 いろいろお話があったので整理させていただきますが、今回の方針と重点について変更するところは、まず「財」については、ただし書きを表記した上で今の「財」を使うこと。それから1ページ目の(1)①の郷土学習の次に「食育・」という表現を加えること。それから2ページ目②の「時代の地域」のところを「次代の地域」に変えること。それから、④「県民」を「町民」に変えることでよろしいですか。

○教育長 他に何か追加などありますか。

(なしの声あり)

○教育長 議案第19号を採決します。本案は、一部修正のうえ承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、一部修正のうえ承認さ

れました。

＜議案第20号＞

○教育長 日程第6、議案第20号「中泊町社会教育委員設置条例施行規則の一部改正について」を議題にします。事務局に説明を求めます。教育課長。

○教育課長 議案第20号 中泊町社会教育委員設置条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。議案書をご覧ください。

本年4月定例会において社会教育委員の委嘱についてご承認いただいているところではありますが、新たに組織された社会教育委員の会議を招集する際、誰が招集するのか規定がなく、招集者を明確するための改正案をお諮りするものであります。

具体的には、第3条に「委員の委嘱後に初めて会議を招集する場合は、教育長が招集する」旨、規定するものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり承認されました。

＜報告第6号＞

○教育長 日程第7、報告第6号「中泊町文化財審議会委員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。教育課長。

○教育課長 報告第5号 中泊町文化財審議会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書をご覧ください。

中泊町文化財審議会委員は、中泊町文化財保護条例第3条の規定に基づき設置される審議会で、文化財の保存及び活用に関する調査、審議をし、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申することが職務となっております。同条例第6条の規定により、その委員は「文化に高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する」とこととされ、第7条第1項の規定によりその任期は「2年」であります。

前回委嘱した委員が令和５年３月３１日で任期満了となったことから、本来であれば３月定例会の中でお諮りしなければならない案件でしたが、条例上「置く」とされており、先に委嘱が必要であったことから、教育長の決裁により処理したところです。３たび、このような報告という形になり、大変申し訳ありません。

なお、新たな委員は６名のうち５名が再任で、１名が新任となっており別紙の委員名簿のとおりとしております。

名簿の６人は、当町の文化、歴史に関して深い知識、見識を有する方々であり、新任の西山淳一氏に関しては、西津軽郡中心に教員を務め、父及び祖父も地域の歴史、文化、風俗に造詣が深く、父は当町の文化財審議委員を務めた方であり、当人は現在、小泊地域で浄土真宗の「西願寺」住職を務め、かつ町指定文化財を多数所有している方です。いずれの方も適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 日程第８、その他として、何かありますでしょうか。

○教育課長 先月の定例会の中で、学校図書館の充足の話をしたと思うんですが、調査した結果、冊数は中里小学校で５,９００冊、武田小学校で４,６００冊、薄市小学校で５,０００冊、それから中里中学校２,６５０冊、こどもり学園で６,５００冊、蔵書数があるとのことでした。

その中で、学校図書館の図書標準という基準が定められておりまして、学級数等でこの数まで蔵書を持ちなさいよ、という冊数の充足率がありまして、これを算式に当てはめてみますと中里小１１６％、武田小学校が９０％、薄市小学校が９８.４％、中里中学校が少なくても３９.４％、こどもり学園が小中一貫校になりましたので６１％、ということになっております。以上報告でございました。

○教育長 他に何かありますでしょうか。

○教育長 前回も少し触れましたが、ヘルメット（自転車用）と公設塾の予算が議会で承認されましたので、お知らせいたします。公設塾に関しては、これから具体にしていき遅くとも９月位には開始したいと思っております。塾には、学力の向上の一助だけでなく、より勉強したい人に勉強する機会を与えとか、学習する習慣を小学生から身に着ける場となつてほしいと思います。今後、委員の皆様にもご意見をうかがうことがあると思います。

○教育長 他に何かありますでしょうか。

○宮越課長補佐 次回定例会の日程を7月24日の週で考えていますが、委員皆様の日程で都合の悪い日とかはありますか。

(各委員から発言あり)

○宮越課長補佐 7月24日(月曜日)10時でお願いいたします。

○教育長 他によろしいでしょうか。

それではこれもちまして、令和5年中泊町教育委員会6月定例会を閉会します。

(午前11時03分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和5年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 宮 越 寛

署 名 委 員 東 山 綾 子

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 宮 越 敏 宜